

自治体子ども計画策定のためのガイドライン

自治体子ども計画とは？ガイドラインの目的は？

子ども基本法第10条にて、
 ・都道府県は子ども大綱を勘案して「都道府県子ども計画」を作成すること
 ・市町村は子ども大綱・都道府県子ども計画を勘案して「市町村子ども計画」を作成することに努めることとされています。
 本ガイドラインでは計画策定にあたり必要な基礎事項や留意点を取りまとめ、広く横展開を行い、地域の実情に応じた自治体子ども計画の策定を支援します。

子ども大綱

これまで別々に作られてきた
 「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が、**子ども大綱に一元化**されました。

(自治体子ども計画) 都道府県子ども計画

既存の各法令等に基づき、地方公共団体が作成する子ども施策に関する事項を定める計画等について、都道府県計画および市町村計画と**一体のものとして作成**することができます。

これにより区域内の

- ・子ども施策に全体として**統一的に横串を刺すこと**、
- ・住民にとって**一層分かりやすいものとする**こと、
- ・**事務負担の軽減を図ること**などが期待されています。

(自治体子ども計画) 市町村子ども計画

- (例) ・子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画および市町村子ども・若者計画
 ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県計画および市町村計画
 ・次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画・市町村行動計画
 ・子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画 等

市町村は子ども大綱（都道府県子ども計画が定められているときは、子ども大綱及び都道府県子ども計画）を勘案します。

計画を策定する自治体は、一体のものとして作成した場合であっても、各法令等における計画に記載すべき事項を自治体子ども計画の内容として盛り込むこと。

自治体子ども計画策定の工程とガイドラインの記載事項

- ・調査の手法、工夫について
- ・子ども・若者、子育て当事者への意見聴取、意見のフィードバックについて
- ・外部委託する場合の留意点について

- ・目標の設定について
- ・計画の推進体制、評価、見直しについて

工程

事前準備

調査

策定

完成

推進

- ・計画完成までのスケジュールの検討について（どういった工程が想定されるか。）
- ・検討体制、協議会の構築について
- ・自治体子ども計画と一体とできる計画について
- ・庁内、庁外との連携について
- ・予算（想定される費目）の確保について

- ・上位計画、関連計画との整合について
- ・協議会等の開催について

(参考)
 子ども・若者の意見の
 政策反映に向けたガイドライン
 ～子ども・若者の声を聴く
 取組のはじめ方～



ガイドラインでは、子ども施策に関わる計画を複数の根拠法令等に基づいて一体的に策定した事例や、子ども・若者等から積極的に意見を聴取するための取組を実施している事例だけでなく、記載事項ごとに留意点や自治体ヒアリングの結果として参考事例を記載しております。